

緊急採用制度とはー？

大阪府育英会では奨学資金について中学3年生の9月上旬から10月上旬に募集する「予約募集」及び、高等学校等進学後の毎年4月中旬～5月上旬に募集する「在学募集」において申込を受付し、審査後、採用・貸付を実施しております。

しかし、在学募集申込受付後に家計の急変及び転居・転学等により修学が困難になった場合には、募集期間外であっても緊急的に申込を受付し、審査後、採用・貸付を実施する「緊急採用」の制度を設けています。

● 申込可能な方

「在学募集」の申込時期を経過後（目安：5月中旬以降）に

「保護者の家計の急変」 もしくは 「転居、転学、保護者の家計の変動等」

により修学が困難となった場合に在籍する学校長の推薦を受けて申込することができます。

「保護者の家計の急変」とはー？

保護者が下記の何れかに該当する場合があります。

- (1) 失職、退職した場合（再就職したにもかかわらず収入が著しく減少している場合を含む）
- (2) 死亡又は離別（離婚、失踪等）した場合
- (3) 破産し家計が急変した場合
- (4) 病気、事故、会社倒産、経営不振、その他の事由により保護者の収入が著しく減少又は支出が増大した場合
- (5) 火災、風水害、震災の災害により災害救助法、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用を受ける著しい被害又はこれらの災害に準ずる程度の被害を受けたことにより、保護者の収入が著しく減少又は支出が増大した場合
- (6) 在学学校の廃止によりやむを得ず他の学校に入学することで修学に要する費用が増加した場合

「転居、転学、保護者の家計の変動」とはー？

下記の何れかに該当する場合があります。

- (1) 他府県から大阪府内に転居した場合
- (2) 高等学校等に転学した場合
- (3) 保護者の収入が減少した場合

● 申込手続

1. 学校へ連絡

申込から採否決定までは、育英会から学校を通じて行います。まずは、「学校」を通じて育英会へ緊急採用の申込について事前連絡・相談を行ってください。

2. 申込関係書類の交付

学校を通じ、育英会より申込書等を交付します。交付された書類に記入し、必要書類を添付して学校へ提出してください。

● 採否の通知

申込書類等が不備なく学校経由で当会へ到着した日の当該月が採用した月となります。採否通知はその翌月の中旬頃に学校を通じて送付します。

● 奨学資金の貸付年額及び初回奨学金の振込時期

1. 採用年度の奨学資金の貸付年額

貸付限度年額* × 採用した月から年度末(3月)までの月数 / 12 (千円未満切上)

2. 初回の奨学金の振込は、奨学生として採用した月の翌月下旬に振り込みます。

*貸付限度年度の詳細及び計算方法は申込関係書類にて確認してください。

授業負担が実質無償となる場合、貸付限度年額は10万円です。